# 職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令の概要

令 和 7 年 11 月
内閣人事局退職管理第一係

## 1　改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号。以下「職員官房令」という。）及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号。以下「役員官房令」という。）について規定を整理する。

具体的には、職員官房令第 10 条及び役員官房令第９条に規定する内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額については、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第３項第１号括弧書に規定する給与所得控除額（55 万円）と同法第 86 条第１項第１号に規定する基礎控除の額（48 万円）の合計額（103 万円）と規定しているところ、改正法により給与所得控除額と基礎控除の額に係る規定がそれぞれ以下のように改正されることから、これを引用する職員官房令及び役員官房令においても必要な規定の整理を行うほか、本改正の施行後においても、施行日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった者については、引き続いて従前の額（103 万円）を適用するため経過措置規定を設ける。

（１）給与所得控除について、所得税法第 28 条第３項第１号に規定する額が引き上げられる（65 万円）とともに、同号から括弧書が削られる。

（２）基礎控除について、同法第 86 条第１項第１号に規定する額が引き上げられる（58 万円）とともに、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 16 の２が新設され、同条第１項において加算措置（最大 37 万円）が設けられる。

※　以上の改正の結果、内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額は合計して 160 万円となる。

## 2　施行期日

令和７年 12 月１日（改正法附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日と同日）